

早急に対応を要する課題の整理（素案）への意見

(全日本ろうあ連盟)

意見漏れなどにより追加又は修正が必要な該当箇所 (頁と行、又は項目番号)	文案 (追加または修正)	理由
A-1 利用者負担の軽減 1) 応益負担の廃止 ・地域生活支援事業の利用者負担の見直し (P4)	応能負担の原則を徹底させる⇒削除 聴覚障害者のコミュニケーション保障の利用者負担 (交通費等を含む) をなくす。	地域生活支援事業に盛り込まれた事業には、たとえば相談支援事業やコミュニケーション支援事業のように明確に費用負担を要しないものと、日常生活用具給付事業のように応能負担を求める事業が同居している。「応能負担の原則」と書き込むことは、相談支援事業やコミュニケーション新事業の有料化につながる。 手話通訳者が通訳現場に行くための交通費を聴覚障害者に負担させるのは形を変えた有料化。コミュニケーションをとることに使用料があってはいけない。

A-4 サービス体系・内容について 3) 地域生活支援事業の見直し	「・コミュニケーション支援事業の派遣要件の市町村格差をなくす。」を 「・コミュニケーション支援事業の派遣要件を撤廃し、市町村格差をなくす。」に修正。 「・要約筆記者の養成」を「・手話通訳者・要約筆記者の養成」に修正 追加「地域活動支援センターを都道府県も設置できる事業に」	コミュニケーションは人間の自然な行為であり、派遣要件は権利侵害で撤廃すべき。 手話通訳者養成は都道府県事業となり、市町村事業が中止になり、大きく後退している。市町村でも養成事業ができるように。 手話を使用する聴覚障害者にとっては、都道府県等の広域のセンターにおいて、共通のコミュニケーション手段で地域活動に参加しエンパワーメントできるセンターが求められる
A-7 サービス基盤整備について 1) 相談支援体制の強化	・の10番目に 「・ろうあ者相談員制度の構築」を追記	手話をコミュニケーション手段とするろう者は、通常の相談員に相談できないろう者固有の問題を解決していくために、専門家としてのろうあ者相談員の設置と養成が必要である。現在、全国各地にろうあ者相談員が百人以上いるが、制度的な保障がなく、不十分な状況にある。

4) 人材育成と研修強化	追加「障害をもつヘルパー養成の強化」	同じコミュニケーションを共有するヘルパーに利用者は安心してサービスを受けることができる。聴覚障害ヘルパーの果たす役割に注目されたい。
---------------------	---------------------------	---